



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和6年3月22日(金) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
商工・エネルギー政策課	政策企画係	成瀬、田頭	内線 3618, 3619 直通 058-272-8350 FAX 058-271-6873

県、国、市町村、経済関係団体、労働組合（23機関・団体）による 「適正な価格転嫁の推進に向けた協定」締結式を開催します

中小企業・小規模事業者における賃上げ交渉が本格化する中、県を含む政労使23機関・団体が連携し、県内中小企業及び小規模事業者の賃上げを実現するため、「適正な価格転嫁の推進に向けた協定」を締結することとなりました。

については、協定の締結式を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

- 1 日 時 令和6年3月29日(金) 11:15～12:00
- 2 場 所 県庁20階 2003、2004会議室
- 3 出席予定者 県、国、市町村、経済関係団体、労働組合 23機関・団体の長等
(別紙のとおり)
- 4 式次第 (1) 開式、出席者紹介、概要説明
(2) 協定締結(署名)
(3) 挨拶(県経営者協会会長、連合岐阜会長、知事)
(4) 質疑応答
(5) 写真撮影
(6) 閉式
- 5 その他 当日取材いただける場合は、3月27日(水)までに上記担当者へご連絡ください。

(参考)「適正な価格転嫁の推進に向けた協定」の主旨

○目的

中小企業・小規模事業者における賃上げを実現するため、関係者が相互に連携及び協力を行い、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁を推進することにより、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図り、もって県内中小企業・小規模事業者の稼ぐ力を高める。

○実施項目

- (1) 価格転嫁に関する支援策等の各種情報等の共有、周知
- (2) 賃上げに関する各種支援策の周知と環境の整備
- (3) 「パートナーシップ構築宣言」の普及拡大、価格協議を申し出やすい環境づくり
- (4) 価格転嫁による経営安定などへの理解促進、相談対応
- (5) 適正な価格転嫁への機運醸成